

京都駅一極集中の緩和に向けたデジタル広告による情報発信業務 プロポーザル募集要項

1 事業名

京都駅一極集中の緩和に向けたデジタル広告による情報発信業務

2 委託業務の事業内容

別紙1-1「業務委託仕様書」による

3 委託金額の上限

32,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 参加事業者の資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本業務の受託を希望し、提案書を提出する事業者（以下「受託希望者」という。）は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 上記事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。

イ 本市の競争入札参加有資格者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。

ウ 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

エ 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。

6 スケジュール

- (1) 公募開始：令和8年6月11日（木）
- (2) 質疑受付： 6月11日（木）～6月22日（月）
- (3) 質疑回答： 6月26日（金）まで
- (4) 書類提出： 6月11日（木）～7月 3日（金）
- (5) 審査： 7月 6日（月）～7月13日（月）

7 プロポーザルに係る質疑

(1) 質問方法

- ・ 応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（様式なし）を電子メールにより送付すること。
- ・ 軽微な質問を除き、口頭による質疑は受け付けない。
- ・ 電子メールの件名は以下のとおり記載し、メール送信後、電話で受信確認を行うこと。

◆メール件名：【●●（法人名）】京都駅一極集中の緩和に向けたデジタル広告による情報発信業務プロポーザルに関する質疑

◆メールアドレス： trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp

◆電話番号：075-222-3483

(2) 質問期間

令和8年6月11日（木）から令和8年6月22日（月）午後5時まで

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、令和8年6月26日（金）までに歩くまち京都推進室ホームページに公開する。

8 応募書類の提出等

(1) 応募書類の提出

ア 書類提出期間

令和8年6月11日（木）から令和8年7月3日（金）午後5時まで

イ 提出書類

- (ア) プロポーザル参加表明書（様式1）
- (イ) 法人の概要（様式2）
- (ウ) 実績報告書（様式3）
- (エ) 業務実施体制（様式4）
- (オ) 企画書（様式5）
- (カ) 見積書（様式なし）

※ 消費税込みの見積総額を記載すること。また、企画の履行において生じる作業経費の内訳も記載すること。

(キ) その他以下に掲げる書類

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者のみ

- ・ 調査同意書（京都市税）（様式6）
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式7）
- ・ 誓約書（様式8）
- ・ 使用印鑑届（様式9）又は委任状兼使用印鑑届（様式10）

- ・履歴事項全部証明書
 - ※ 応募書類提出前3か月以内に発行のもの
- ・印鑑証明書
 - ※ 応募書類提出前3か月以内に発行のもの
- ・納税証明書（国税等）
 - ※ 応募書類提出前3か月以内に発行のもの

（2）提出部数

- ・（様式1）プロポーザル参加表明書…1部
- ・その他…正本1部、コピー6部の計7部を提出すること。
 - ※ 提出書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
 - ※ 書類は全てA4サイズとすること。

（3）提出方法

提出書類は、以下の提出先に持参すること。なお、持参する際は、あらかじめ来庁時刻の目安を電話で報告してから来庁すること。

（4）提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎2階 都市計画局歩くまち京都推進室 串間・水西

9 審査方法

（1）審査体制

受託候補者の選定に関する審査は、以下の4名の審査員が行い、その平均点を提案者の得点とする。

- ・ 都市計画局歩くまち京都推進室長
- ・ 都市計画局歩くまち京都推進室戦略推進担当部長
- ・ 都市計画局歩くまち京都推進室企画課長
- ・ 都市計画局歩くまち京都推進室担当係長

（2）審査期間

令和8年7月6日（月）から令和8年7月13日（月）まで

また、期間中、必要に応じて受託希望者に対しヒアリングを行うことがある。

（3）審査・採点方法、採点基準

別紙2「受託候補者選定基準」のとおり

（4）受託候補者の決定

- ・ 受託希望者から提出された提案書等の内容について評価し、最高得点の提案を行った者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点者が2者

以上となった場合には審査員で協議のうえ、1 者を受託候補者として選定する。

- ・ 受託希望者が1 者の場合は、採点の結果、審査員の平均点が、100 点満点中60 点以上の場合、適切に業務を遂行できると総合的に判断し選定することとする。
- ・ 受託希望者が2 者以上の場合でも、採点の結果、審査員の平均点が、100 点満点中60 点以上の者がいない場合、受託候補者を選定しないこととする。

(5) 審査結果の通知、審査内容の開示

- ・ 受託候補者の選定後、速やかに第1 順位の提案を行った受託希望者に対して、受託候補者として選定された旨を文書により通知する。
- ・ 受託候補者に選定されなかった者に対しては、受託候補者に選定されなかった旨を文書で通知する。なお、通知を受けたものは、通知を受けた日から休日を除く5 日以内に、京都市に対し、通知の内容に関して書面により説明を求めることができる。

10 その他

(1) 提案に当たっての留意事項

参加事業者は次のアからオまでに留意し参加すること。

- ア 確実に履行可能な内容を提案すること。
- イ 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提案時提出物は、提出者に返却しない。
- エ 提案時提出物について、本市は提出者に無断で使用しない。
- オ 本募集において本市から得た情報、資料、電子データ等について、無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁ずる。

(2) 審査結果の公表

選定後は選定業者名及び評価得点等をホームページで公表する。